

立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画

事務局（案）

令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度

令和 7（2025）年



立 川 市

立川市第2次成年後見制度利用促進計画

目次

第1章 立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	10
3 計画の位置づけ	10
4 計画の期間	11

第2章 成年後見制度に関する立川市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況	12
2 立川市の取組施策実施状況	15
3 第1次計画の進捗評価	25
4 立川市の成年後見制度推進の課題	25

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 計画の理念	27
2 計画の目標	28
3 基本取組施策	29
4 計画の体系	30

第4章 目標達成のための取組施策

取組施策1 総合的な権利擁護支援策の充実	32
取組施策2 意思決定支援と支援体制の確立	33
取組施策3 地域連携ネットワークの充実	34
取組施策4 担い手の確保と必要な人への制度利用促進	36

第5章 計画の進捗管理と評価

コラム

- ・各委員（所属団体）の取組（順不同）

司法書士会、社会福祉士会、社会保険労務士会、
認知症地域支援推進員、障害者団体（知的）、多摩信用金庫、
民生・児童委員、福祉関係機関（精神）、地域包括支援センター、
社会福祉協議会、行政書士会、弁護士会

資料編

本文中の語句等の説明・出典

成年後見制度の利用の促進に関する法律（国）

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会委員名簿

計画策定経過の概要

- 本文中「*」印がついている語句等については資料編に説明や出典などを記載しています。
- 成年後見人等(後見人等)とは補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。
- 後見監督人等とは補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人のことをいいます。

第1章 立川市成年後見制度利用促進計画策定の

趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景

1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用の推移

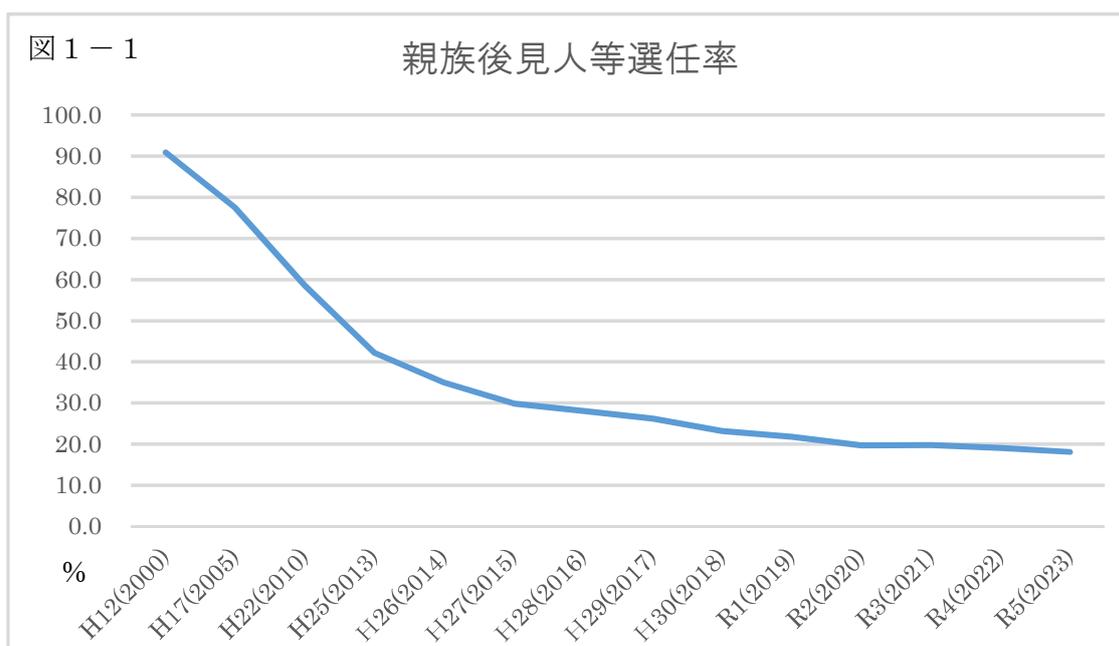
現行成年後見制度施行後、利用者は年々増加し、令和5（2023）年には、利用者数が24万9484人となりました（最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況令和5年1月～12月から）。

しかし、認知症高齢者数や障害者数等から、成年後見制度の利用が望ましいと推測される人たちの数と対比すると、利用者数は未だ非常に少ないと言わざるを得ない状況にあります。

また利用者も圧倒的に後見類型に偏り、大きな必要に迫られて利用するという制度になっています。

選任される後見人等（後見人、保佐人、補助人）も、当初は親族の割合が高く、平成18（2006）年においてもその割合は約83%となっていました。

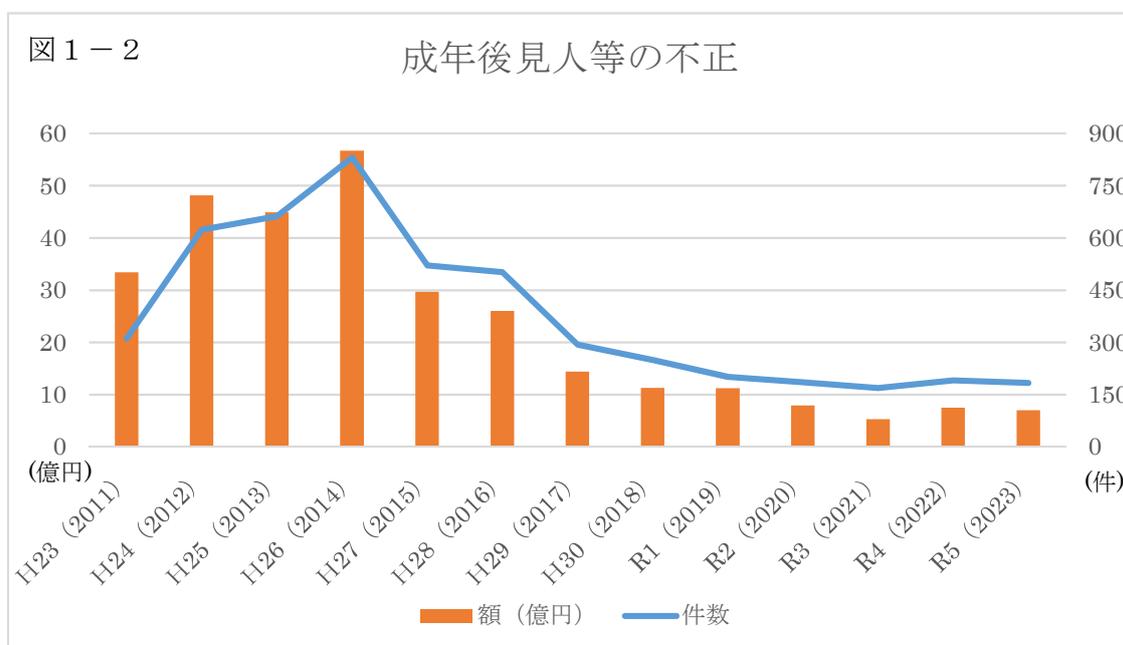
しかし、この割合も年々減少するようになりました（図1-1）。



利用しやすい制度への改革、および後見人が不足することのないよう、専門職団体との連携や市民後見人など担い手の養成を推進する必要があります。

成年後見人等の不正

利用件数の増加に伴い後見人等の不正も増加し、ピークの平成 26 (2014) 年には年間 831 件、金額 56.7 億円となりました (図 1-2)。被後見人の権利を守るべき親族後見人等が、財産を使い込むなどの権利侵害を起こしていたことが社会問題になりました。



これに対し、裁判所は、親族後見人による不正防止の観点から、後見人等につき親族ではない専門職等を選任する割合を増加させ、平成 27 (2015) 年には、親族が選任される割合は 30%以下にまで減少しました。その後も親族後見人等の選任割合は低下し、令和 5 (2023) 年には、18.1%となっています。

さらに裁判所は不正防止策の強化のため、ある程度の管理財産がある親族後見人等には、後見制度支援信託の利用を求め、利用しない場合には後見監督人等を選任するという対策を進めるようになりました。

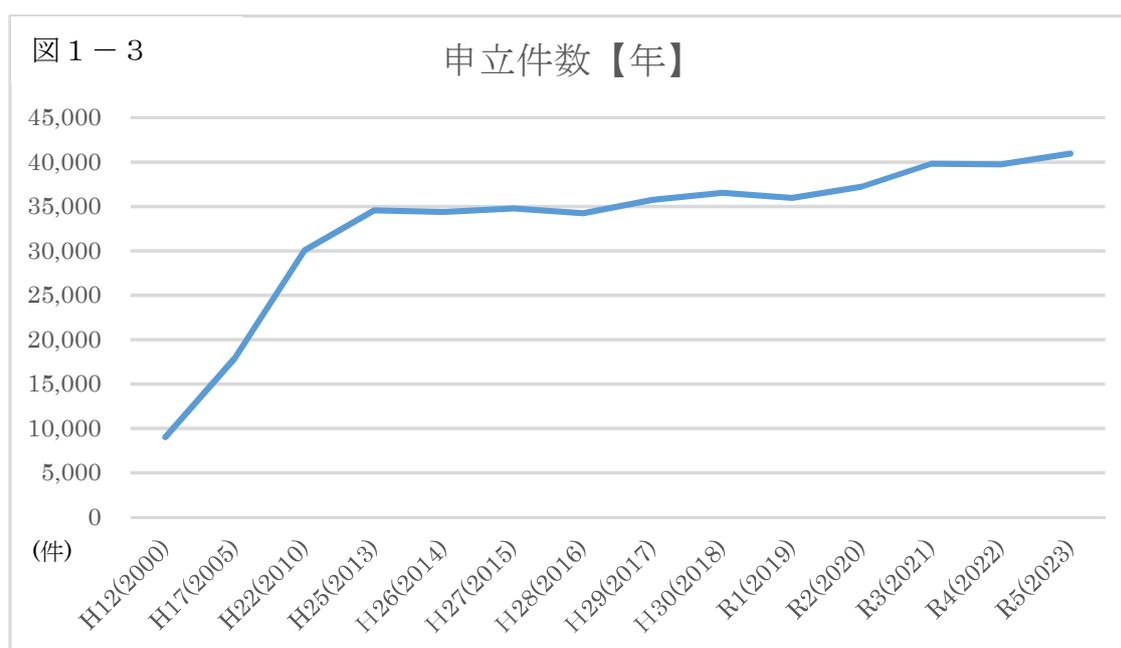
これらの不正防止対策により平成 27 (2015) 年以降は不正件数・金額ともに減少し、令和 5 (2023) 年には年間 184 件 7 億円となっています。

関係機関・金融機関と連携し、成年後見制度をより安心かつ安全な制度と
 するため、引き続き不正防止の取組を推進します。

新規申立件数の伸び悩み

厳格な財産管理と不適切な事務や不正防止の観点から、第三者後見人等、特に法律専門職等の後見人等が増えることとなりました。

これら第三者後見人等のケースにおいて財産の適正な管理に重点が置かれるため財産保全に傾き、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされている場合があること、また、身近な親族が後見人に選任される割合も圧倒的に少なくなっていること等から、日常生活支援を求める者にとって成年後見制度はメリットが感じられにくいとの指摘もあります。



同時に始まった介護保険の利用者が増加し続けているのと対照的に、新規の申立件数は伸び悩み、平成25(2013)年以降横ばいとなっています(図1-3)。

制度利用が進まないことにより、判断能力が十分でない人たちが、虐待や消費者被害等の権利侵害にあたり、支援の拒否(セルフネグレクト)や見守り不十分な中での行方不明や孤立死となったりするなど、権利擁護ニーズに気づかれずに埋もれたままとなっている可能性が指摘されています。

地域連携ネットワークを活用し、適切にニーズを拾い上げ、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等の選任を行うとともに、虐待防止や保護が図られるよう、適切・迅速な市長申立てを実施していく必要があります。

成年後見制度利用促進法の制定と成年後見制度利用促進基本計画の策定

制度利用者の伸び悩みを受け、国では平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という）を施行し、平成29（2017）年には「成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の第一期基本計画」）、令和4（2022）年には「第二期成年後見利用促進基本計画（以下「国の第二期基本計画」という）」を策定し利用を促進するとともに、国・地方公共団体の責務等が記され、市町村においても、成年後見制度利用促進のため国の基本計画を勘案した地域計画を定めるよう努めるものとされました。

成年後見制度利用促進法は、その第1条において、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること、成年後見制度はこれらの者を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないとの認識を示しています。

国の第一期基本計画を受けて、成年後見制度の運用の改善等が進められています。権利制限に係る措置の見直しは、いわゆる欠格条項の撤廃等を求めるものですが、既に、平成25（2013）年の公職選挙法改正により、被後見人の選挙権が回復され、さらに残されている欠格条項につき撤廃等を行うため、令和元（2019）年に「権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和3（2021）年3月までに190の法律における欠格条項の撤廃等の措置が講じられました。

国の第二期基本計画で、目標として掲げられた施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 4 優先して取り組む事項

平成29（2017）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため「国の第一期基本計画」は策定されました。

認知症高齢者の増加や、多様化・増大する権利擁護支援のニーズに適切に対応するため、令和4（2019）年には「国の第二期基本計画」が策定されました。この計画では成年後見制度の見直しに向けた検討について言及されており三類型の一元化や終身ではなく有期にすべき等の指摘がされています。

立川市においても成年後見制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めるため、令和4年（2019）年に「立川市成年後見制度利用促進計画（以下「第1次計画」という）」を策定しました。

そして更なる利用推進および、安心して成年後見制度利用ができる環境の整備を促進するため、令和7年（2025）年に「立川市第2次成年後見制度利用促進計画（以下「第2次計画」という）」を策定します。

立川市第2次成年後見制度利用促進計画の策定

第1次計画を策定したことにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみを整備しています。第2次計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととします。

市町村が成年後見制度利用促進をしなければならない理由

成年後見制度は、前身の制度が禁治産制度という財産管理に重点を置いたものであったこともあり、個人の財産管理制度という私的な問題と捉えられることも多く、市町村が促進することに違和感を覚える人があるかも知れません。

しかしながら、社会の高齢化が進行することと並行して、世帯あたりの人口が減少することにより高齢者や障害者の単独世帯や高齢者のみの世帯、中高年となった障害者の子と高齢の親等の世帯が増加し続けています。一人暮らし高齢者で認知症になり施設への入が必要になる人や、障害者で親の死去により身寄りがなくなり孤立する人もいます。

認知症やその他の精神上的の障害により、意思決定に困難を抱えていても、安心して地域で暮らしたいという希望はできる限りかなえられるべきであり、それが地域共生社会の姿といえるでしょう。

成年後見制度利用促進法は、前述の通り、これらの人たちを社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるとしていますが、それはまさに地域社会の課題でもあります。

成年後見制度は裁判所が管轄する制度であり、その開始、後見人の選任、監督等の最終責任は裁判所にありますが、制度を利用することで住民の権利を擁護することができ、住民の福祉を図ることにもつながります。市町村が住民サービスの一環として、制度利用が必要な人を早期に発見し、円滑に制度につなぎ、見守るしくみをつくることによりすべての人の権利がまもられるよう努めることが求められています。

また高齢者虐待防止法（第28条）、障害者虐待防止法（第44条）においても虐待防止・保護・不当取引からの保護、救済の観点から、国及び地方公共団体の責務として成年後見制度の利用促進をすることが記載されています。

地域共生社会とは

制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来のある関係を越えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものです。

『第二期成年後見制度利用促進基本計画』 より

高齢者虐待防止法とは

高齢者虐待防止法（第28条）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担軽減のための措置を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようしなければならない。

障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法（第44条）

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

成年後見制度の流れ

成年後見制度スタート 平成 12 (2000) 年



平成 11 (1999) 年の民法改正により導入され、改正前は禁治産・準禁治産制度を設けていました。

公職選挙法一部改正 平成 25 (2013) 年



これにより成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

第一期成年後見制度利用促進基本計画スタート 平成 29 (2017) 年



成年後見制度の利用促進に関する法律では、制度利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされました。

第一期成年後見制度利用促進基本計画成果指標 (KPI) 設定 令和元年 (2019) 年



成年後見制度利用促進基本計画では、各施策の進捗状況を客観的に評価・把握することが必要とされました。

第一期成年後見制度利用促進基本計画中間報告 令和 2 年 (2017) 年



成年後見制度利用促進専門家会議に、中間検証 WG を設置するなどして検証が実施されました

第二期成年後見制度利用促進基本計画スタート 令和 4 (2019) 年



認知症高齢者の増加や、多様化・増大する権利擁護支援のニーズに適切に対応するため、新たな計画がスタートしました。

立川市成年後見制度利用促進計画策定 令和 4 年 (2019) 年



制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めるため、立川市成年後見制度利用促進計画を策定しました。

立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定 令和 7 年 (2019) 年

更なる利用推進および、安心して制度利用ができる環境の整備を促進するため、新たな計画を策定します。

成年後見制度について（最高裁判所パンフレットを参考に作成）

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

①任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が発生します。

②法定後見制度

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部の行為に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ **成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。**

注）令和6年10月現在、令和8年（2026年）民法改正案の国会提出に向けた審議が行われています。

2 計画の目的

立川市では今後、社会の高齢化と世帯人数の減少の進行により、一人暮らしの認知症高齢者や身近に頼れる親族のいない高齢者、親なき後の支援が必要な障害者等のさらなる増加が見込まれています。

第1次計画ではすべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、成年後見制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めてきました。

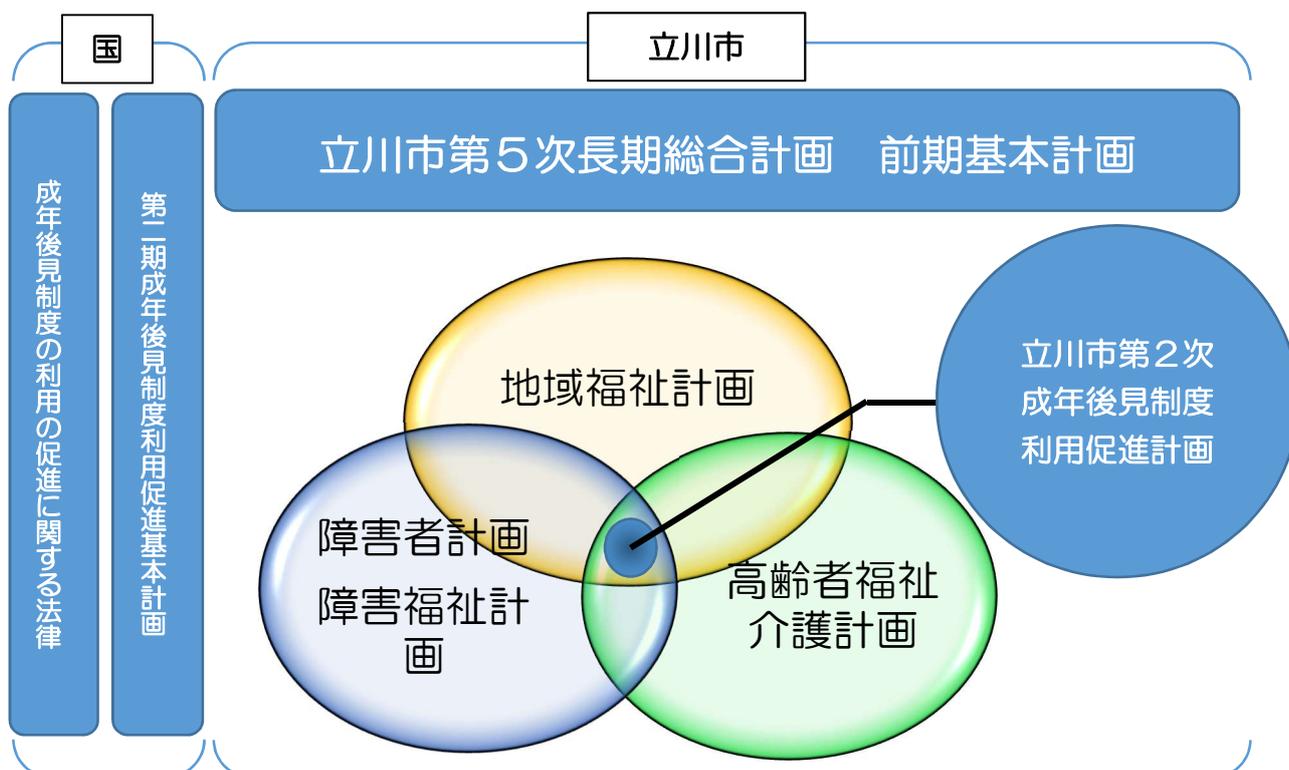
更なる利用推進および、安心して制度利用ができる環境の整備を促進するため、第2次計画を策定します。

3 計画の位置づけ

(法律、国計画、市上位計画)

この計画は成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村計画」として策定します。国の第二期基本計画の内容を勘案して策定しています。

市の最上位計画である「第5次長期総合計画前期基本計画」の個別計画である「立川市第5次地域福祉計画」および関連する「高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)」「第7次障害者計画」「第7期障害福祉計画」との整合性を図ります。



4 計画の期間

この計画の期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、今後の制度動向の変化等により、計画期間内であっても必要に応じ、見直し・改定を行います。

	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
国計画	第2次					第3次（未定）		
長期総合計画	第4次(後期)			第5次(前期)				
地域福祉計画	第4次			第5次				
本計画	第1次			第2次				

※関連計画の期間

「高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」
（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）

「第7期障害福祉計画」（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）

「第7次障害者計画」（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）

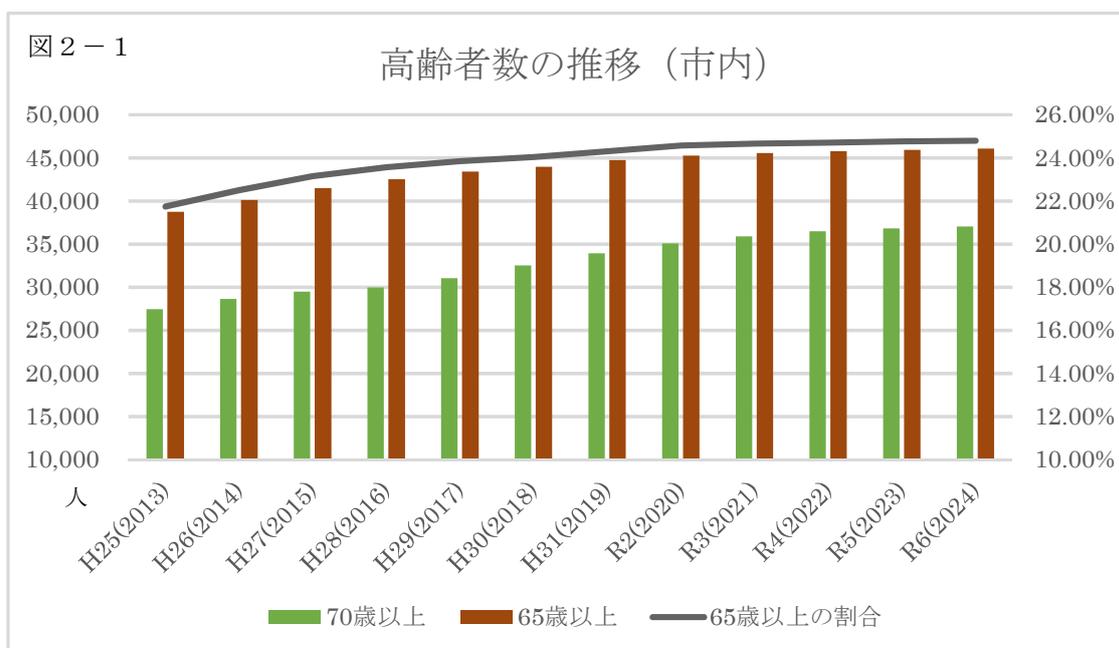
第2章 成年後見制度に関する立川市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況

高齢者について

立川市の高齢者人口は、令和6年（2024）年4月の時点で65歳以上が約4万6千人となり人口の24.7%となっています（図2-1）。

全国的な高齢化の流れと同様、立川市でも今後高齢化は進み、令和8（2026）年には65歳以上の割合は25%を超えると推計されています。



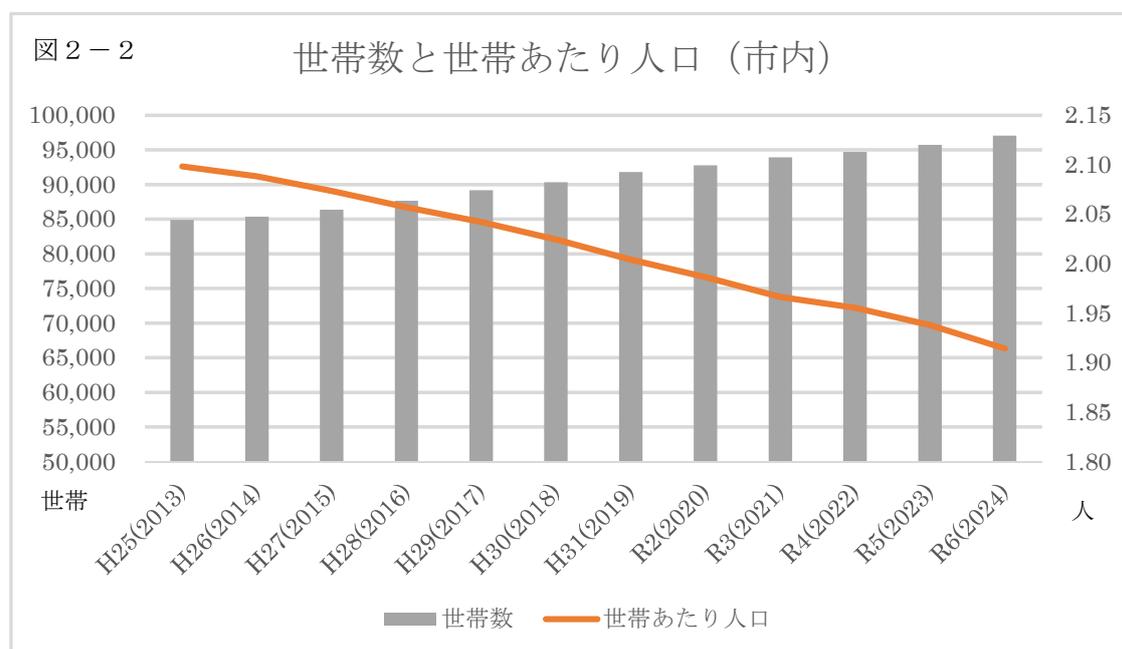
「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の概要によると、令和22年（2050）年には、約4人に1人が認知症になると推計されています。

この推計を立川市の数字に当てはめると、市内の認知症の人口推計値は約11,480人となります。

また、高齢化の進行と並行して、1世帯あたりの人数は減少を続けており、高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯が増加しています（図2-2）。

これは世帯内に支援者を求めるのが難しい人が多くなっていることを表しており、将来的には、身寄りのない高齢者がスタンダードになることを意味しています。

今後、判断能力が衰えたときに、頼ることのできる身寄りがないとしても、安心して、最期まで、この立川市で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進が重要となっています。

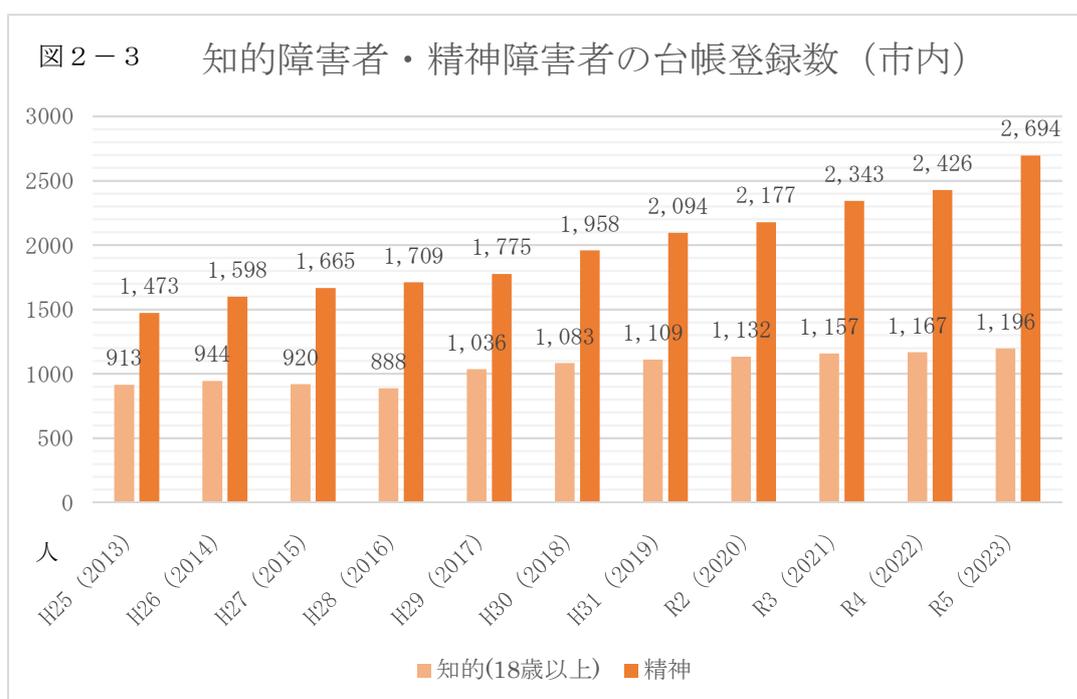


障害者について

立川市内の知的障害者（愛の手帳）台帳登録数は令和5（2023）年度末で1,196人となっており、平成30（2018）年度と比べ113人増加しています。また精神障害者保健福祉台帳登録数は令和5（2023）年度末で2,694人となっており、平成30（2018）年度と比べ736人増加しています。（図2-3）。

障害者を取り巻く状況も、また高齢化の影響を受けており、8050問題や親亡き後の支援などの言葉に代表される、親の高齢化や死亡に伴う支援の継続が課題となっています。

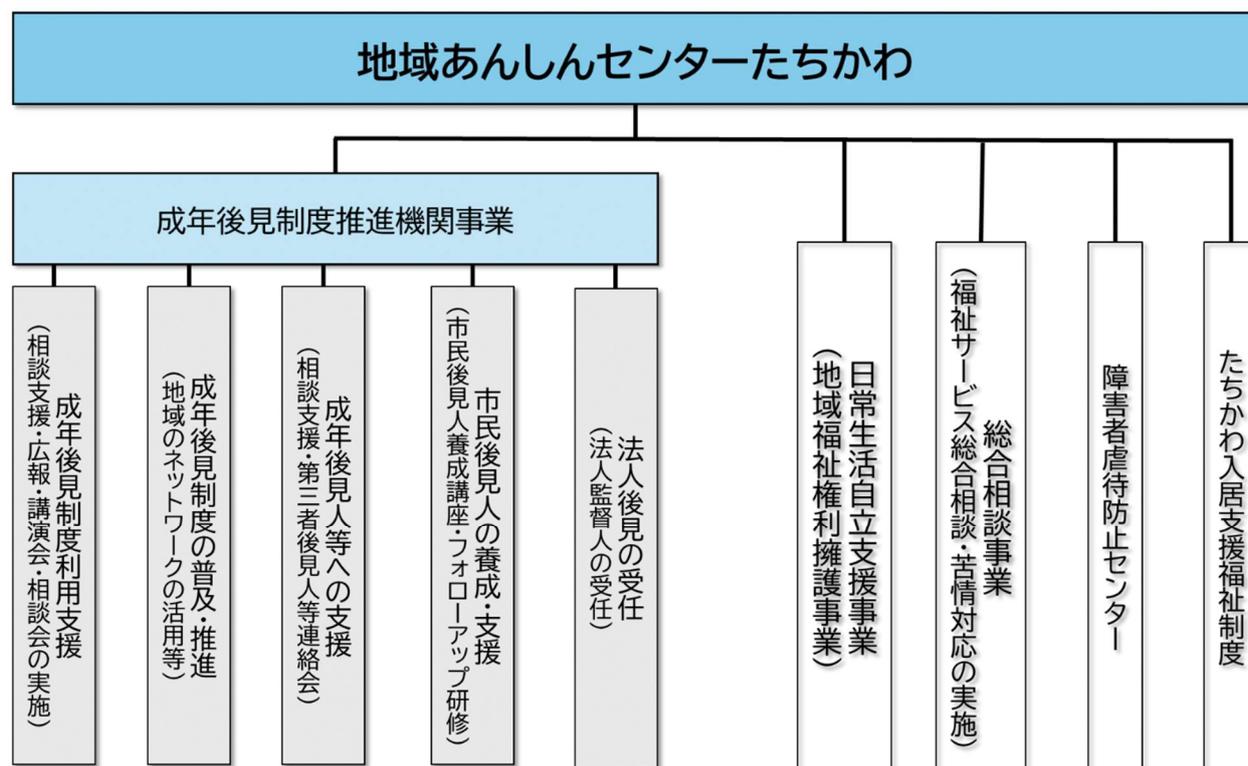
また、障害者への虐待の防止に成年後見制度は有効な手段として機能しています。障害者の権利擁護について理解を深め、成年後見制度の利用が的確に行われる環境づくりが課題となっています。



2 立川市の取組施策実施状況

成年後見制度推進機関「地域あんしんセンターたちかわ」

立川市では平成15（2003）年に社会福祉協議会に「地域あんしんセンターたちかわ（以下「あんしんセンター」という）」が開設され、市と社会福祉協議会の協働により、判断能力が不十分な市民の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業をはじめ各種事業を行っています。平成19（2007）年以降は東京都成年後見活用あんしん生活創造事業に基づき、成年後見制度推進機関（以下「推進機関」という）として事業を実施しています。令和4（2022）年以降は、立川市成年後見制度利用促進計画が策定され、権利擁護支援地域連携ネットワークの「中核機関」としても、事業を実施することになりました。市と社会福祉協議会が連携強化を図り、さらなる権利擁護支援の充実を目指しています。



あんしんセンターが推進機関として実施している主な事業

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する相談、市長申立支援、本人・親族申立支援、制度普及啓発のための出前講座、講演会、広報活動、司法書士による専門相談（月1回）等の事業を実施しています。

(1) 普及啓発のための出前講座、講演会、広報活動

権利擁護支援の普及啓発として、市民向けの講演会の企画や出前講座のご依頼を付けています。また、権利擁護支援や中核機関の周知のためパンフレットや『たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック』を作成し、周知啓発を行っています。

無料講演会 **今から学ぶ「はじめての終活」と「成年後見制度」**

「終活」と「成年後見制度」をテーマとした講演会です。この機会に、専門家と一緒に学んでみませんか。ぜひご参加ください。

●「終活」とは…
医療や介護制度の発達により、人生100年時代と言われるようになりました。そのがん、老後の時間も大変長くなりました。医療、介護、葬儀、お墓、相続に至るまで、多くの方が自分らしく生きていくための備えを始めています。この取組みを、「終活」といいます。

●「成年後見制度」とは…
成年後見制度は、ご本人の権利をまもる制度です。成年後見人は、ご本人の財産だけではなく、ご意思の決定もサポートします。認知症や障害があっても、自分らしく生活できるように応援する制度です。

日 時：2024年3月2日(土) 13:30~16:30(開場13:00)

場 所：立川市女性総合センター・アイム 1階 ホール(立川市曙町2-36-2)

内 容：講演「はじめての終活講座」 株式会社 鎌倉新書
「成年後見制度の活用術」 東京弁護士会 弁護士 小林 光明(コバヤシ ミツアキ) 氏

定 員：150名

申込み：不要 先着順(直接会場にお越しください。定員になり次第、受付終了。)

共 催：立川市・立川市社会福祉協議会

その他：開催中止の際は、前日17:00までに、立川市社会福祉協議会のホームページ内「たちかわ社協からのお知らせ」にてご案内します。詳しくは、右の二次元コードからご確認ください。

立川社協ホームページ (お知らせ一覧)

たちかわ版

意思決定を支える

権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック

立川市
社会福祉法人立川市社会福祉協議会
地域あんしんセンターたちかわ

2023年版

令和5年度(2023)市民向け講座
あいあい通信記事

『たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と
成年後見制度活用ハンドブック』

出前講座依頼件数	
令和3年度(2021)	3
令和4年度(2022)	21
令和5年度(2023)	21

(2) 専門職団体による専門相談

毎月第2土曜日に司法書士による専門相談を受け付けています。

(3) 成年後見制度に関する相談支援

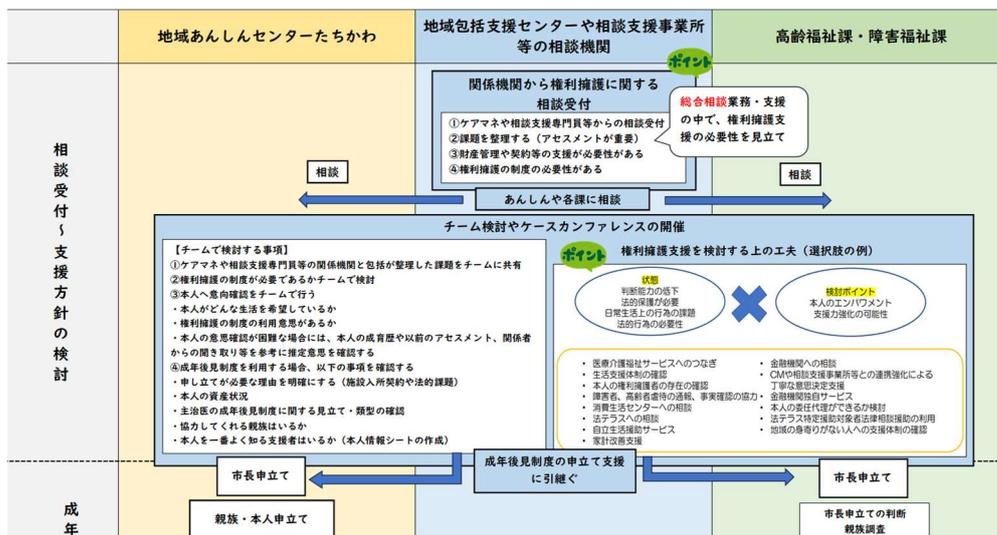
あんしんセンターたちかわでは、関係機関と連携・協働し成年後見制度利用に関する相談支援を実施しています。

年度	相談件数	申立支援件数	実際の申立件数	
			市長	本人/親族/後見人等
令和3年度(2021)	219	49		
令和4年度(2022)	242	55		
令和5年度(2023)	219	96	34	10

あんしんセンターの成年後見制度利用支援に関する相談件数
※令和5年度から統計方法を一部変更しています。

『地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き』を参考に、相談支援体制のフロー（たちかわ版成年後見制度活用フローチャート）を作成し、以下の4段階における相談支援を展開しています。

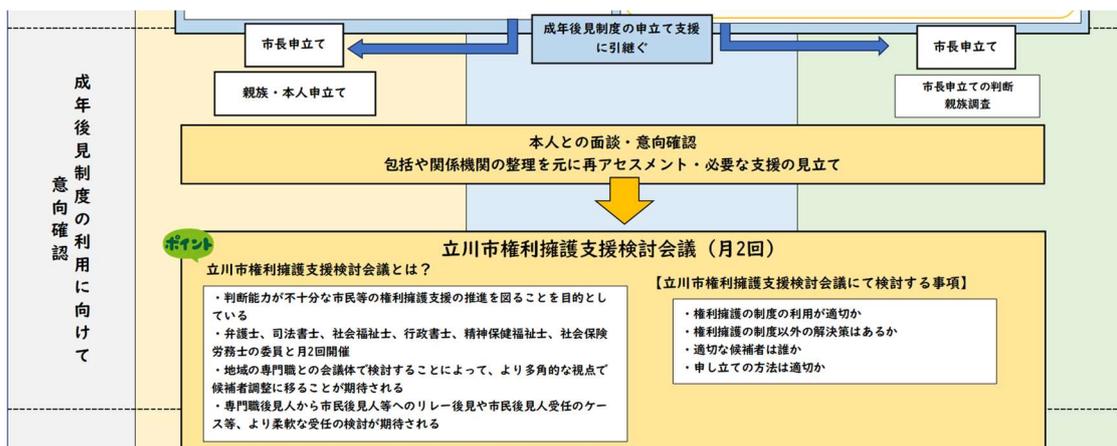
① 成年後見制度に関する相談の受付～支援方針の検討



あんしんセンターは、福祉サービスの利用援助・苦情相談窓口、日常生活自立支援事業の相談受付、他機関へのつなぎ、障害者虐待通報窓口等を担っており、立川市の権利擁護支援の総合相談窓口を担っています。総合相談業務として相談受付し、権利擁護支援の必要性の検討をします。成年後見制度利用の必要性が生じた場合には、成年後見制

度利用の支援をします。地域あんしんセンターたちかわ運営委員会(年6回)を設置し、専門職・関係機関から助言・指導を得る体制を確保しています。

② 成年後見制度利用に向けて意向確認

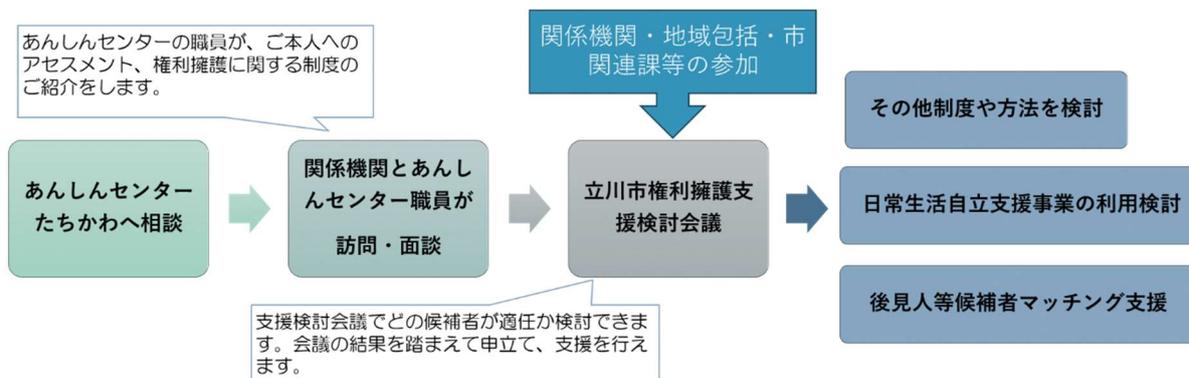


ご本人の意思決定支援をチームで行う中で、あんしんセンターの職員が、ご本人の状況をアセスメントします。「成年後見制度申立支援」として、成年後見制度の利用やその他必要な支援の見立てを行います。「立川市権利擁護支援検討会議（以下「支援検討会議」という）」を活用し、より多角的な視点で権利擁護支援の必要性を確認し、適切な成年後見制度の候補者や支援方針を検討します。

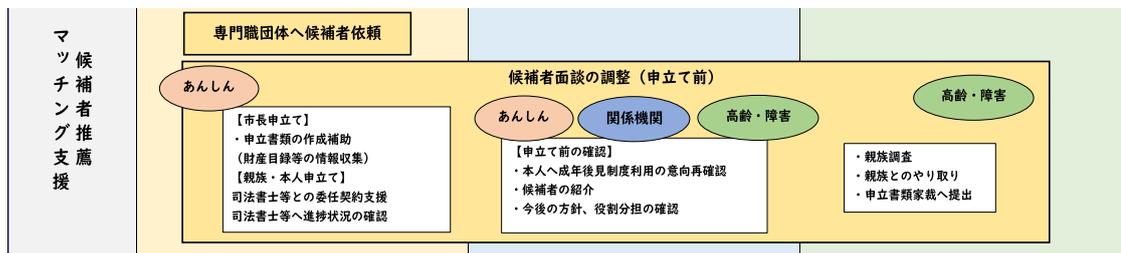
・支援検討会議について（東京都あんしん生活創造事業『申立て段階等におけるマッチング及び後見方針立案支援』）

中核機関と地域の多様な専門職等、本人を支援する親族・福祉・医療などの地域関係者が密接に連携して、利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した権利擁護支援を検討し、必要に応じて適切な後見人等の選任を支援することを目的にした会議となっています。

支援検討会議は、月2回開催され、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、精神保健福祉士等の専門職が委員となっています。

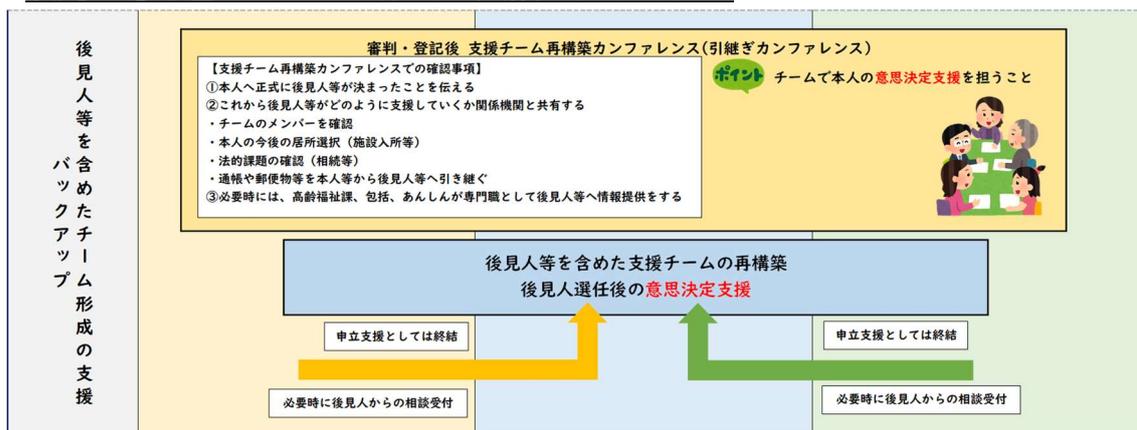


③ 候補者推薦マッチング支援



支援検討会議での検討内容を踏まえ、各専門職団体へ依頼し、適切な後見人等候補者を調整します。各専門職団体から推薦された候補者をご本人へ紹介し、マッチングを行います。成年後見制度利用と後見人等候補者、今後の支援方針等について、支援チームでご本人の意向の確認を行います。マッチング後、市長申立ては立川市高齢福祉課、障害福祉課、あんしんセンターが役割分担し、申立書類の準備を行います。本人、親族申立てでは、あんしんセンターが書類作成のための支援を行います。

④ 後見人等を含めたチーム形成の支援バックアップ



申立後、家庭裁判所により審判があり、成年後見制度の登記がされます。登記後、後見人等を含めた支援チームでご本人と後見人等が選任されたことや今後の支援方針や役割分担の確認を行います。後見人選任後もご本人の意思決定支援チームで適切な支援を行うことができるよう、中核機関がチームの形成支援をサポートします。



左図のように関係機関や後見人等は、本人の意思決定支援のため、支援チーム全体を意識しながら、連携協働のうえ、意思決定支援を展開していく必要があります。後見人等と被後見人等が孤立せず、支援チームで課題に取り組んでいくことができるよう、中核機関が支援チームのコーディネートを支援します。

・地域連携ネットワークで取り組む選任後の後見人支援事業

あんしんセンターでは、選任後の後見人支援事業として、各専門職団体と地域の関係機関、立川市及び家庭裁判所との連携協働に基づいて、後見人等に関する苦情の受付やチームの再編成支援、専門職から市民後見人等への柔軟な後見人の交代支援を行っています。

(1) チーム形成支援

後見人からの相談受付・カンファレンスへの出席等、立川市高齢福祉課、障害福祉課、地域包括支援センター等と連携しながら支援を行っています。ご本人の意思決定支援チームの形成をサポートします。

年度	相談件数
令和3年度 (2021)	2
令和4年度 (2022)	8
令和5年度 (2023)	22

あんしんセンター選任後の後見人支援相談件数

(2) 自立したチーム運営のための地域づくり

平成17年から『立川市第三者後見人等連絡会・幹事会』を開催し、年2～3回ずつ実施しています。後見人を担う人や地域の支援者が参加対象で、制度や課題等について共有・検討する機会を設けています。後見人支援やネットワークの構築に大きく寄与する取り組みとなっています。

令和4年度(2022)

第1回『事例報告～意思決定支援プロセスの中から本人・支援者のゆらぎや葛藤を軸に考える～』

第2回『任意後見制度の活用方法と実践報告』

第3回『障害がある方への権利擁護支援について』

【令和5年度(2023)】

第1回『立川市における成年後見制度への取り組みについて』

第2回『～身元保証問題と権利擁護～「介護施設・病院から身元保証人をもとめられた場合の後見人の対処について』

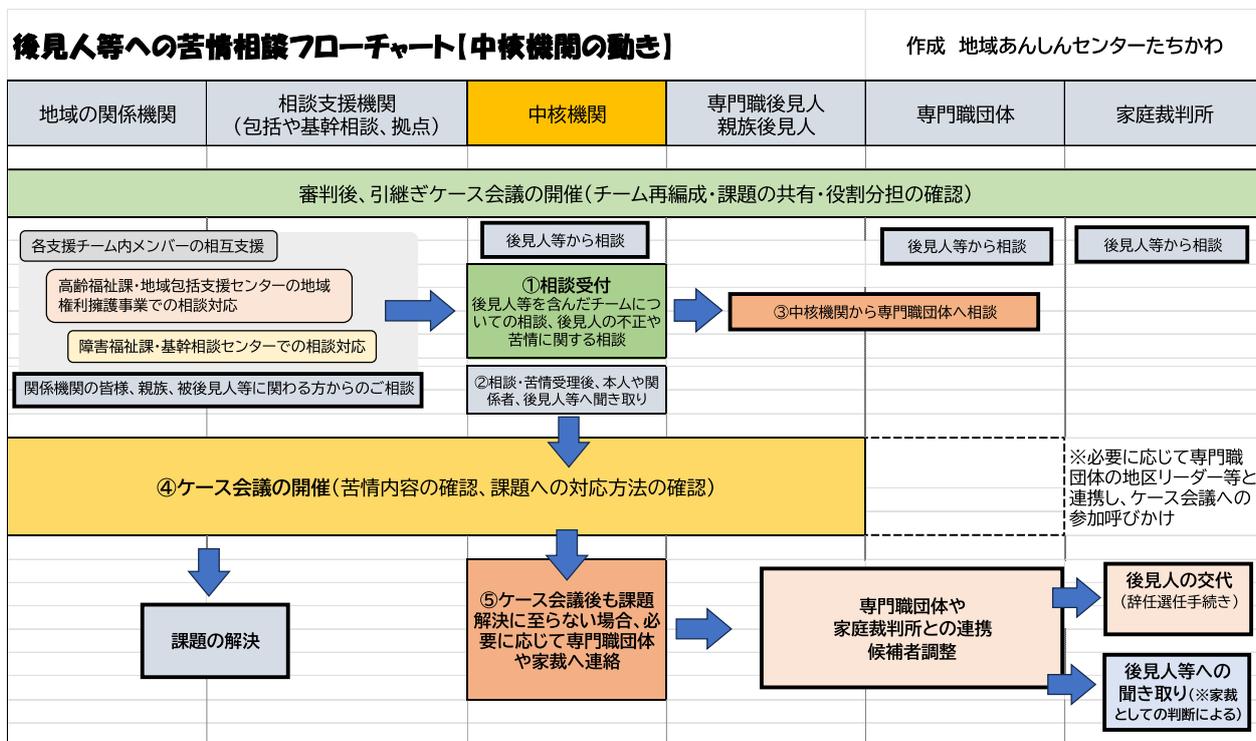
第3回『成年後見人の後見終了時の実務』

年度	第三者後見人等 連絡会(回数/参加者)
令和3年度 (2021)	3回/133名
令和4年度 (2022)	3回/170名
令和5年度 (2023)	3回/178名

(3) 後見人等に関する苦情等への適切な対応

関係機関や本人等から、後見人等に関する苦情を受付した場合には、下図（『たち

かわ版選任後の後見人支援フローチャート』)の通り、家庭裁判所や専門職団体との連携での苦情対応（必要に応じて後見人の交代支援や後見人を含めたチームへの支援）を行います。対応方針については、支援検討会議や地域あんしんセンターたちかわ運営委員会等で検討することもできます。



・法人後見等の受任

平成17（2005）年より社会福祉協議会で法人後見を実施し、あんしんセンターが後見業務を行っています。また、市民後見人の法人後見監督を行い、活動を支援しています。

法人後見受任件数	12件
後見監督受任件数	3件

延べ受任件数 75 件 (令和 6 (2024) 年 3 月末実績)

・市民後見人の養成と支援

市民後見人とは、親族以外の市民による後見人です。市民目線で本人に寄り添った細やかな後見活動を行うことのできる、住民同士が支え合う共生社会を実現する人材として期待されています。

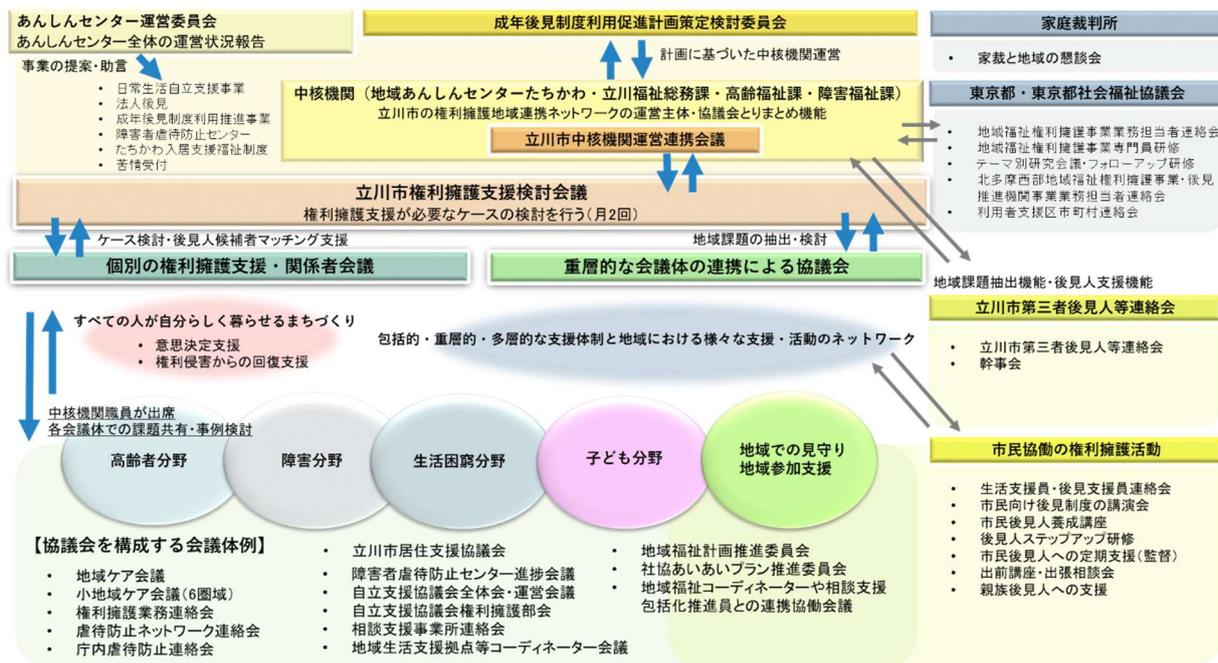
市民後見人養成研修修了者	51名
市民後見人候補者(登録者)	16名
市民後見人受任者	2名

延べ受任件数 8 件 (令和 6 (2024) 年 3 月末実績)

あんしんセンターでは、平成27（2015）年より市民後見人の養成・支援事業を実施しています。養成講座を修了した市民後見人候補者は、日常生活自立支援事業及び法人後見の支援員として経験を重ねた上で後見人となります。令和元（2019）年に初めて市民後見人が選任されました。選任後はあんしんセンターが法人後見監督（支援）を行い、後見活動を支援しています。

・たちかわ権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実のため、関係機関の皆様と協働し、様々な事業を展開しています。「協議会」では、立川市の既存の重層的な会議体を生かし、それぞれの会議に中核機関が参加します。会議の中で権利擁護と関連した地域課題があったときに、中核機関がネットワークで結ばれたほかの会議とも連携し解決を図り、その情報を共有することで、全体として一つの「協議会」となるしくみづくりを目指しています。



『たちかわ権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ図』

立川市では、市内を6つの日常生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、地域の身近な窓口として、本人や親族だけでなく関係機関（医療・介護、民生委員、地域の金融機関等）からの相談を受け、あんしんセンターと連携し、権利擁護業務を行っています。

障害福祉分野については市の障害福祉担当部門があんしんセンターと連携して制度利用を進めてきました。自立支援協議会や地域生活支援拠点等事業とも連携し、きめ細かい見守り体制を構築していくことを目指しています。

また、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業とも連携しています。立川市では、地域福祉課と社会福祉協議会に「相談支援包括化推進員」を設置し、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなどの複雑化した課題のある方への支援を行う窓口となっています。

「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（令和3年3月31日付社援地発 0331 第3号、障障発 0331 第3号、老認発 0331 第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、同課成年後見制度利用促進室長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）によると、『重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っています。制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社

会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。』とされており、連携強化に取り組んでいます。

3 第1次計画の進捗評価

①権利擁護支援のネットワークの構築

既存の会議体を活用し、「チーム」・「協議会」・「中核機関」からなるネットワークを構築、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や、関係機関が必要な支援を行えるよう、協議会を整備し地域連携によるチーム支援体制を整備しました。

②地域連携ネットワークの中核機関の整備

あんしんセンターを推進機関に位置づけ、福祉部門関係各課とともに中核機関の整備を進め、あんしんセンターは推進機関としての業務にプラスして、これまでの実績を活用し地域連携ネットワークの整備を推進、相談・支援体制を整備しました。

③地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進

専門職、関係機関、と中核機関が連携し、チームによる支援ができる体制整備を推進するとともに、市民後見人の養成や第三者後見人との連絡会の開催、市民向け講座の開催等担い手の育成・支援、制度周知を推進しました。

④必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

制度利用が必要にも関わらず申立てが困難な場合は積極的に市長申立てを実施するとともに、経済的な理由で、利用ができないということがないように、要件を満たす場合は費用助成を実施しました。

4 立川市の成年後見制度推進の課題

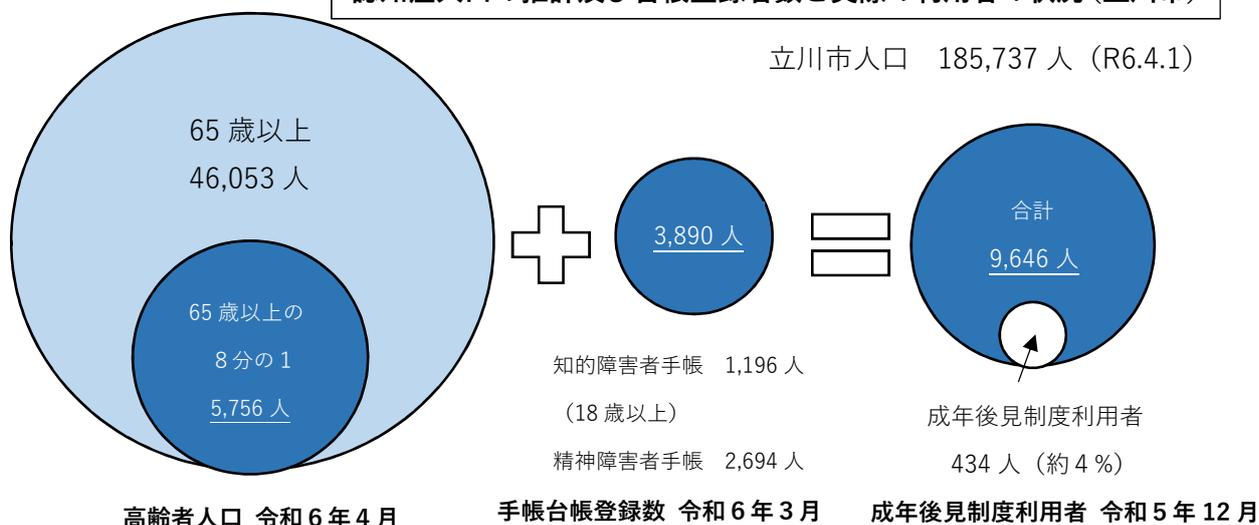
成年後見制度の利用実績について

立川市内の成年後見制度の利用者数は令和5（2023）年12月末現在434人となっており、65歳以上人口の0.94%となっています。全国平均の0.69%に比べて0.25ポイント高い数値で都内の平均0.85%より0.09ポイント高い数値です。

認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究による推計の方法（65歳以上の8分の1）による認知症の推計人口と、障害者台帳登録数を合計した人数（9,646人）に対し、実際に成年後見制度を利用している人数（434人）の割合は約4%強となっています（図2-4）。

図2-4

認知症人口の推計及び台帳登録者数と実際の利用者の状況(立川市)



65歳以上高齢者の8人に1人が認知症

認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(R6.5.8)研究認知症施策推進関係者会議による推計方法をあてはめて計算した

立川市の成年後見制度推進の課題

立川市では、これまで成年後見制度推進のための施策を実施してきました。しかし、全国的な状況と同様、市内の成年後見制度利用者数は伸び悩んでいます。

これは地域の中で潜在化している課題が見落とされ、権利擁護が必要な人への支援が行き届いていない可能性を示しているとも言えます。

判断能力が不十分な人の権利擁護の重要な手段である成年後見制度を推進するためには、より一層の制度の周知、支援者も含めた相談体制の整備、自ら声を上げられない人を支える地域のネットワークの強化、成年後見制度利用後も本人の自己決定権を尊重し、財産管理のみならず、身上の保護を重視した支援体制をつくる必要があります。そのためにはこれまで以上に成年後見制度の理解を地域の関係者に深めるとともに、利用しやすい体制の整備を進める必要があります。

また、高齢者や障害者の増加に伴う成年後見制度利用のニーズの高まりから、後見人の担い手不足が見込まれるため、専門職との連携や市民後見人などの担い手の養成を推進する必要があります。さらに法定後見制度のほか、任意後見制度や日常自立支援事業などによる総合的な権利擁護支援を進める必要があります。

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 計画の理念

本計画では、立川市第5次地域福祉計画の理念に基づいて、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「つながり広がり互いに支えあい、権利が守られるまち」を目指します。

理念

支えあいつながり広がる権利擁護

立川市第5次地域福祉計画の理念

ひとりひとりが共に生き、しあわせ広がる立川

～やさしいつながりのあるまちをつくる～

2 計画の目標

目 標

1. 権利擁護支援策と相談体制の充実
～必要な人すべてが制度を利用できる体制づくり～

2. 権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり
～本人を中心とした適切で柔軟な運用～



(第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要)

本計画の成果指標

立川市における成年後見制度の利用者数

令和5年12月 434人 → 令和11年12月 550人

3 基本取組施策

取組施策1 総合的な権利擁護支援策の充実

- 【成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進】
- 【新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援】

取組施策2 意思決定支援と支援体制の確立

- 【本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透】
- 【適切な後見人等の選任・交代の推進】
- 【後見人等に関する苦情等への適切な対応】

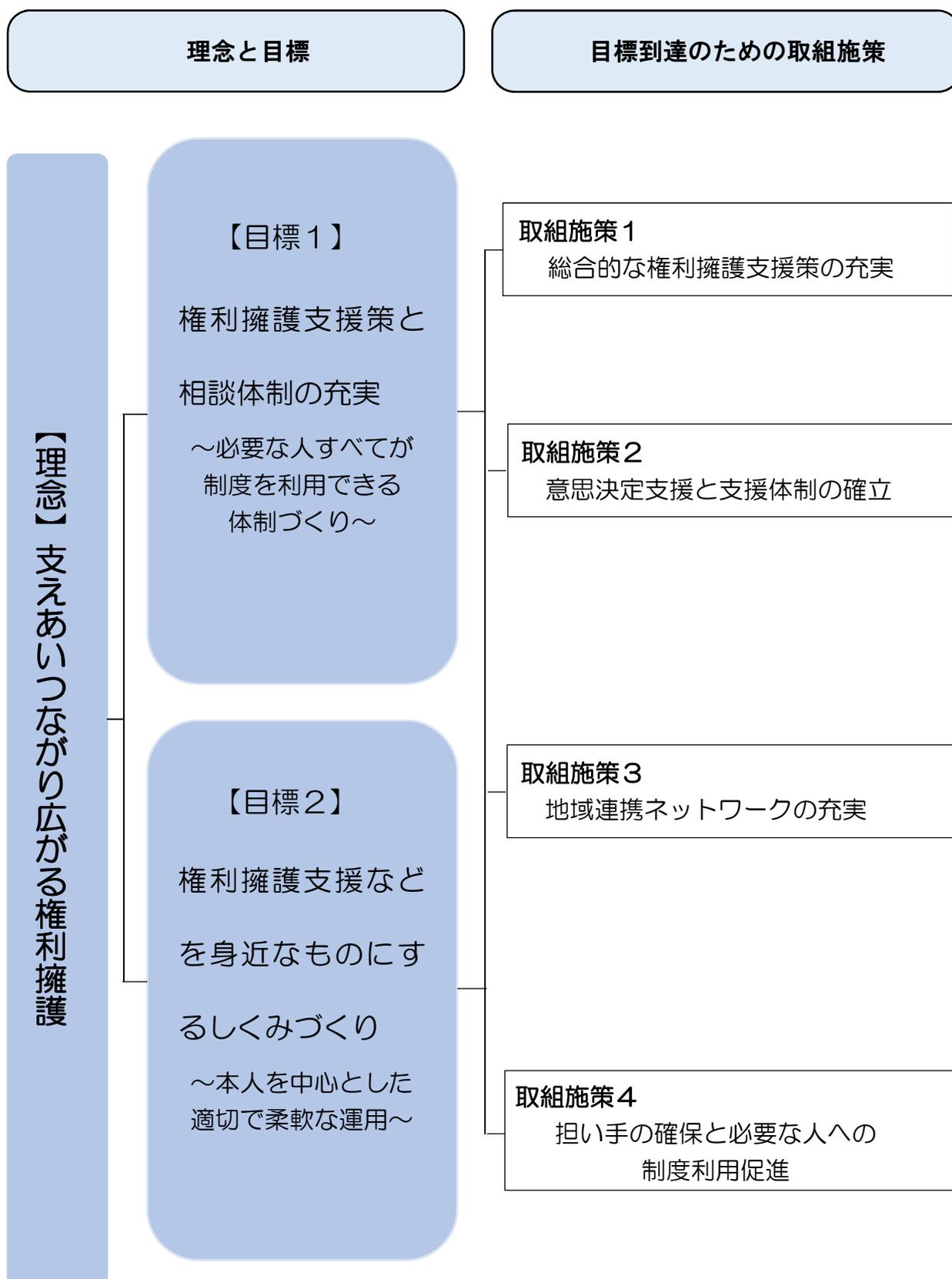
取組施策3 地域連携ネットワークの充実

- 【成年後見制度に関する普及啓発】
- 【相談機能の充実】
- 【成年後見制度の利用促進機能の充実】
- 【後見人等支援機能の充実】
- 【関係機関・金融機関と連携】

取組施策4 担い手の確保と必要な人への制度利用促進

- 【担い手の確保・育成】
- 【任意後見制度の利用促進】
- 【市長申立ての適切な実施】
- 【助成制度】

4 計画の体系



取組施策の内容

・成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進

日常生活自立支援事業による支援が困難になった時には、成年後見制度へ移行できるよう、対応方針の検討等を行う取組を推進します。

・新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

成年後見制度および日常生活自立支援事業に加えて第三の権利擁護支援の体制整備を検討します。

・本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

チームで意思決定支援を実践できる体制整備を推進します。

・適切な後見人等の選任・交代の推進

本人の自己決定権を尊重し、後見事務を適切に行う後見人等の選任支援を行います。

・後見人等に関する苦情等への適切な対応

関係機関が必要に応じ連携し適切なチーム支援を確保します。

・成年後見制度に関する普及啓発

関係機関への広報・啓発を推進し、連携・協力体制を充実させます。

・相談機能の充実

役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などの支援を実施します。

・成年後見制度の利用促進機能の充実

コーディネート機能強化、受任者調整等の支援体制整備を推進します。

・後見人等支援機能の充実

親族後見人、後見人等の支援（チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化）等支援体制を充実させます。

・関係機関・金融機関と連携

不正の発生を未然に防止、制度を身近なものにする取組を推進します。

・担い手の確保・育成

市民後見人・法人後見等の育成・支援を推進します。

・任意後見制度の利用促進

市民や地域連携ネットワークに対して専門職団体を含めた様々な相談窓口があることを周知します。

・市長申立ての適切な実施

迅速かつ適切に市長申立てを実施します。

・助成制度

制度の周知に努めながら必要な助成を実施します。

第4章 目標到達のための取組施策

取組施策1 総合的な権利擁護支援策の充実

1. 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進

- 成年後見制度へのスムーズな移行
日常生活自立支援事業による支援が困難になった時には、適切に成年後見制度へ移行できるよう、対応方針の検討等を行う取組を推進します。

2. 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

- 第三の権利擁護支援の体制整備
成年後見制度および日常生活自立支援事業に加えて第三の権利擁護支援の体制整備を検討します。

【中核機関の取組】

- 支援検討会議の開催
- 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策についての検討

【関係機関と連携した取組】

- 第三の権利擁護支援の体制整備を検討
身元保証人・身元引受人・連帯保証人等がないことを前提とした対応方法について、事業者等に理解を促す取組

取組施策2 意思決定支援と支援体制の確立

1. 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 本人の意思の尊重
チームで意思決定支援の考え方を理解し、実践できる体制整備を引き続き行っていきます。

2. 適切な後見人等の選任・交代の推進

- 本人の自己決定権の尊重
本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等の選任支援を行います。

3. 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- 本人や関係者の制度に関する理解の促進
本人や関係者の制度に関する理解を促進するとともに、関係機関が必要に応じ連携し適切なチーム支援を確保します。

【中核機関の取組】

- 支援検討会議における適切な後見人等の選任支援
- 苦情等に関する検討、適切な対応、他機関との調整引継ぎ

【関係機関と連携した取組】

- 身上保護に関する支援への苦情等についての、関係者と連携した対応

取組施策3 地域連携ネットワークの充実

1. 成年後見制度に関する普及啓発

- 制度理解の促進
市民向けの制度周知の充実、関係機関への広報・啓発を推進し、連携・協力体制を充実させます。

2. 相談機能の充実

- 相談体制の強化
関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関するニーズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関では、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などの支援を行います。

3. 成年後見制度の利用促進機能の充実

- コーディネート機能強化
中核機関のコーディネート機能強化、受任者調整（マッチング）等の支援体制整備を推進します。

4. 後見人等支援機能の充実

- 支援体制整備
親族後見人の支援、後見人等の支援（チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化）等支援体制を充実させます。

5. 関係機関・金融機関と連携

- ・不正防止効果・制度を身近なものにする取組
成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組を推進します。

【中核機関の取組】

- ・コーディネート機能強化
- ・親族後見人等に対する相談、支援
- ・選任後の後見人等に対する支援
- ・専門職団体と中核機関による連携
- ・重層的支援体制整備事業との連携

【関係機関と連携した取組】

- ・本人の意見を尊重した受任者調整（マッチング）等の支援
- ・専門職団体や金融機関等との連携
- ・金融機関と連携し制度を身近なものに感じてもらう取組

取組施策4 担い手の確保と必要な人への 制度利用促進

1. 担い手の確保・育成

- 市民後見人の育成・活躍支援
地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人・法人後見等の育成・支援を推進します。
- 法人後見の担い手の育成
法人後見について、担い手の育成への取組を推進します。

2. 任意後見制度の利用促進

- 周知・広報等に関する取組
市民や地域連携ネットワークに対して、専門職団体を含めた様々な相談窓口があることを周知します。

3. 市長申立ての適切な実施

- 高齢者や障害者の虐待防止や保護
高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、迅速かつ適切に市長申立てを実施します。

4. 助成制度

- 経済的負担の軽減
成年後見制度が、経済的な理由により利用できないということがないよう、制度の周知に努めながら必要な助成を実施します。

立川市の助成事業の概要

1. 成年後見制度審判請求手続費用助成（申立費用助成）

＜助成する費用の範囲＞

家庭裁判所に納付する切手代、印紙代、医師鑑定料及び請求の申立てに必要な医師の意見書に係る文書料

2. 成年後見人等報酬費用助成

成年後見人等及び成年後見等監督人に対する報酬
（限度額月額2万円）

経済的要件

住民税非課税であり、活用できる資産の合計額が80万円以下の方

【中核機関の取組】

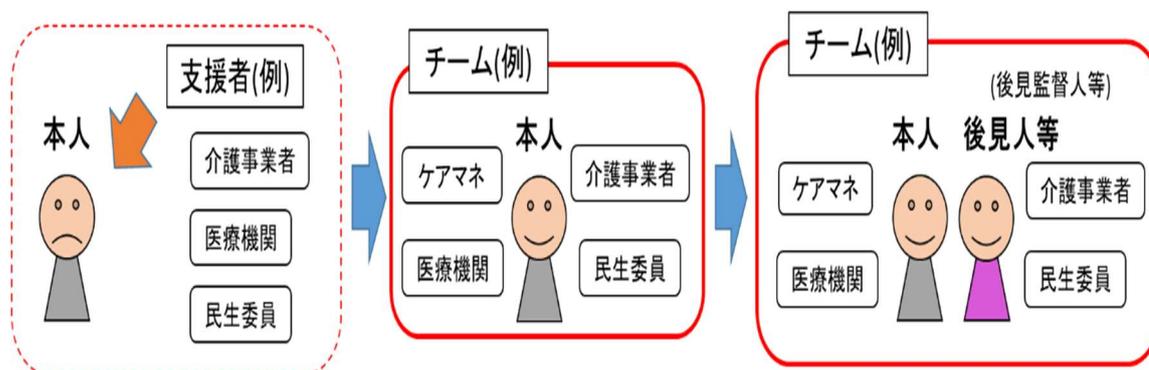
- 任意後見制度の周知活動の推進
- 権利擁護支援チームによる見守りができるしくみづくりを推進
- 市民後見人養成講座の実施
- 市長申立ての適切な実施
- 報酬助成による経済的支援

【関係機関と連携した取組】

- 社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成を推進

「チーム」

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が日常的・継続的に、本人の意思や状況を把握し、必要なときに本人を中心としたチームとして意思決定支援を行い、対応を行う仕組みです。制度利用後は後見人等（必要に応じ後見監督人等）がチームに加わります。



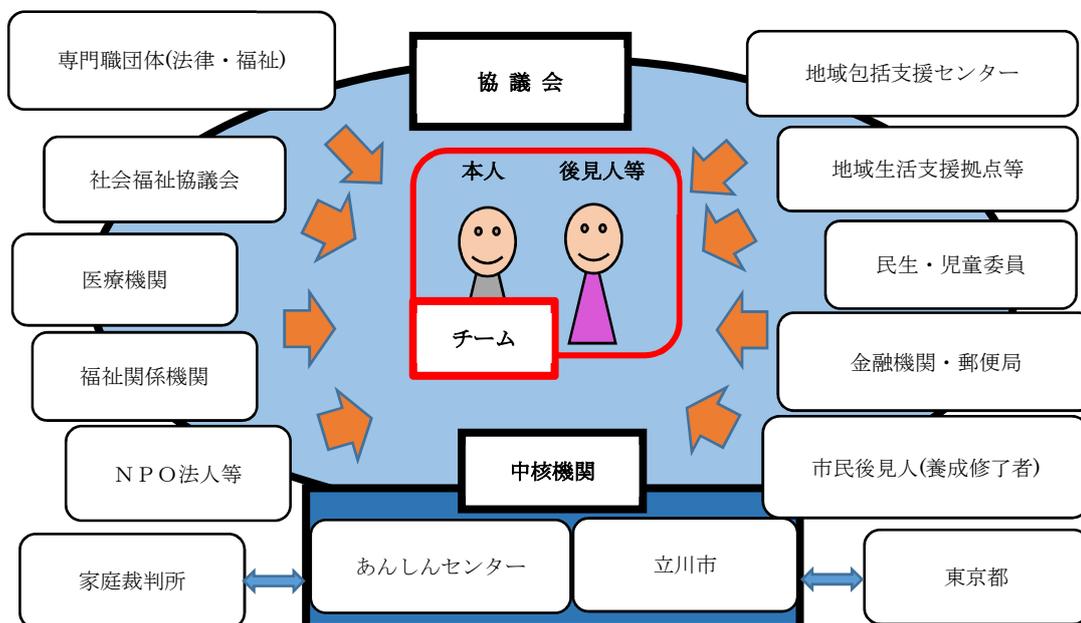
地域の専門職と関係者とともに、受任者調整ができるよう、支援検討会議を設け、チーム支援体制整備を充実させました。

「地域連携ネットワーク」と「協議会」

「地域連携ネットワーク」
 成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。地域連携ネットワークは本人を含めた「チーム」と「協議会」、「中核機関」から構成されます。

「協議会」
 成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための仕組みです。これにより各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

地域連携ネットワークのしくみ

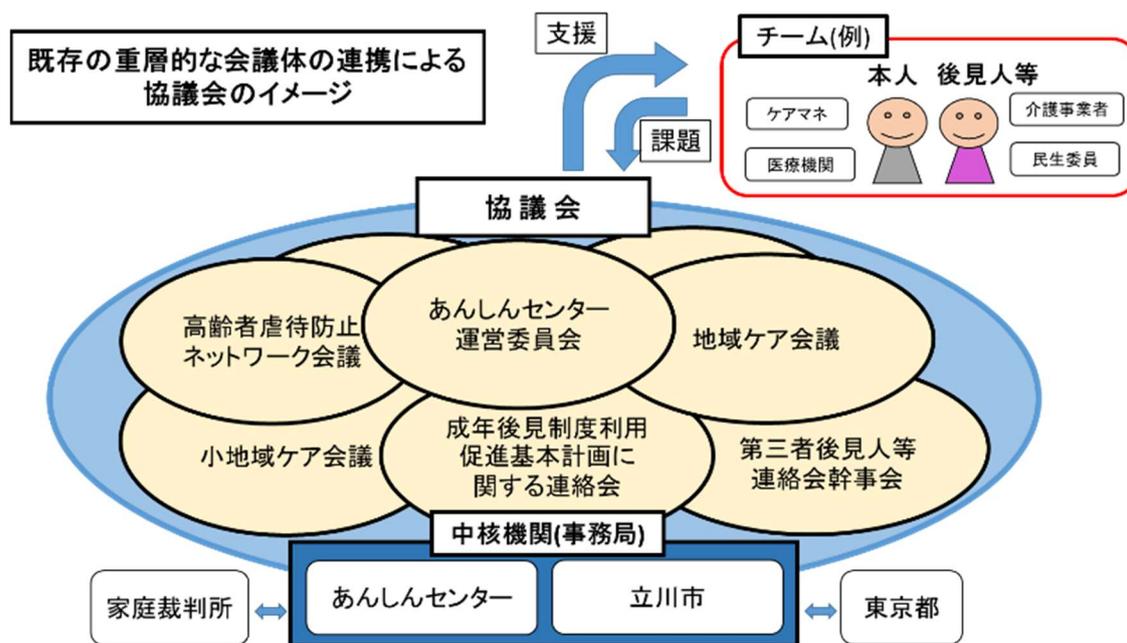


既存の会議体を活用し、地域の関係者と連携し、法律・福祉の専門職団体や、関係機関が必要な支援を行えるよう、協議会を整備しました。

「中核機関」

本人を中心とした「チーム」と、「チーム」体制の課題を検討し調整する「協議会」からなる地域連携ネットワークを整備、運営するための中核となる機関。

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局、家庭裁判所および東京都と利用促進のための連携・情報交換を行う等、地域連携ネットワークのコーディネートを行います。



あんしんセンターを推進機関に位置づけ、福祉部門関係各課とともに中核機関の整備を進め、制度に関する周知のためのパンフレット作成や、市民対象の講演会、市民後見人養成講座等を開催しています。

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理

2 評価の視点と評価結果の反映

立川市第2次成年後見制度利用促進計画

令和〇(〇)年〇月発行

発 行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111(代表)

FAX 042-529-8676

ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編 集 福祉部福祉総務課